

新型コロナウイルスQ&A（改定最新版、7/22の通達に沿ったもの、変更箇所赤字）

社会保険労務士法人 人事サポート

	質 問	答 え
1	のどの痛み、発熱などがあるとき、病院等はどうのようにして見つければよいですか？	茨城県又はお住いの市町村のホームページをみると、新型コロナ対応のホームページが開設されていますので、そことご確認ください。
2	濃厚接触者の定義とは？	<p>イ)陽性者と同居、あるいは長時間の接触（車内・航空機など）があった人 ロ)適切な感染防護なしに患者を診察、看護もしくは介護した人 ハ)患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い人 ニ)手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策（マスクなど）なしで15分以上接触があった人（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）</p> <p>☆ マスクをしていても同じ空間におり、会話をしているときは濃厚接触者として考えてよいと思います ☆ 同居の家族が陽性となったときは、家族全員が濃厚接触者となります</p>
3	同一世帯で感染者が出たときの対応について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一世帯内で感染者が発生した場合は、保健所等による濃厚接触者の特定・行動制限を求める。 ・ 原則として、同一世帯内の全ての同居者が濃厚接触者となる。 ・ 検査結果の判明や保健所等からの連絡を受けるまでの間においても、自主的な対策を速やかに行う必要がある。 ・ 特定された濃厚接触者の待機期間は、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間（6日目解除）とする（※1）が、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査（※2）で陰性を確認した場合は、3日目から解除を可能とする。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。 ・ 上記いずれの場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること。 <p>※1 ただし、当該同一世帯等の中で別の同居者が発症した場合は、改めてその発症日（当該別の同居者が無症状の場合は検体採取日）を0日目として起算する。また、当該感染者が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後発症した場合は、その発症日を0日目として起算する。</p> <p>※2 抗原定性検査キットは自費検査とし、薬事承認されたものを必ず用いること。</p>
4	<p>一般的な会社で感染者が出たとき</p> <p>同一世帯内以外の事業所等において感染者が出たときの対応について</p>	<p>☆ 一般的な会社においては、保健所等による濃厚接触者の特定をしない。理由は、事業所等で感染対策をしているときは、家族間の感染と異なり濃厚接触者が感染している可能性が低いため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ただし、同時に多数の感染者が発生し、感染拡大の場となっている可能性がある状況や、基本的な感染対策を行わずに飲食を共にするなど感染リスクの高い場合等、さらなる感染対策の必要性が認められる場合における保健所等による調査や、感染対策の協力要請の実施を行うことは可能である。 <p>☆ <u>家族以外で感染者と接触があったことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要はない。</u></p> <p>☆ 事業所等で感染者と発症の2日前から接触があった者が、症状がある場合には、速やかに医療機関を受診することを促すこと。</p> <p>☆ 事業所等で感染者と発症の2日前から接触があった者のうち、感染対策を行わず</p>

		に飲食を共にしたもの等は、一定期間（例えば、5日間の待機に加えて自主的に検査など）の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとること。
5	高齢者施設等で感染者が発生したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県等による迅速な積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者の特定・行動制限及び当該ハイリスク施設内の感染対策の助言を求めることとする。 ・ 特定された濃厚接触者の待機期間は、最終曝露日（感染者との最終接触等）から5日間（6日目解除）とするが、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、3日目から解除を可能とする。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。 ・ 上記いずれの場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること。 ・ 濃厚接触者となった従事者は、待機期間中においても、一定の条件の下、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事を可能とする（別途示す事務連絡を参照）。確認に必要な抗原定性検査キットは、自治体や団体等が希望数量をとりまとめて入手することも可能であることなど、入手方法については、担当部局宛に別途連絡する。
6	保育所（地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む）、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び放課後児童クラブで感染者が発生したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 濃厚接触者の特定・行動制限については、都道府県又は保健所設置市の保健衛生部局と市町村の児童福祉部局等、都道府県及び市町村の教育委員会又は都道府県私立学校主管部局が連携して、上記4又は5の取扱を参考に、自治体毎にあらかじめ感染者が発生した場合の積極的疫学調査の実施や濃厚接触者の特定に関する方針を決定しておくことが望ましい。その際、未就学児と小学生でマスク着用等の基本的な感染防止対策の実施に差異が生じることもあるため、当該感染防止対策の水準に応じて、それぞれ方針を決定することも考えられる。 ・ 上記方針により濃厚接触者の特定を行う場合には、当該特定された濃厚接触者の待機期間は、4の同一世帯内以外の事業所等の濃厚接触者の待機期間と同様の取扱とする。 ・ 濃厚接触者となった従事者は、待機期間中においても、一定の条件の下、毎日検査による業務従事を可能とする（別途示す事務連絡を参照）。確認に必要な、抗原定性検査キットは、自治体等が希望数量をとりまとめて入手することも可能であることなど、入手方法については児童福祉部局等宛に別途連絡する。 ・ 感染者の発生により施設を休園・休校せざるを得ない場合であっても、できる限りその範囲と期間を限定できるよう検討するとともに、保護者の就労継続が可能となるよう、一部休園や代替保育等により保育機能を継続する取組を推進する（児童福祉部局等宛に別途連絡する）。
7	事業所等の中で同時に5名以上の 集団感染（クラスター） が発生したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来通り感染状況に応じて、都道府県等の判断により積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者の特定・行動制限を求める。 ・ 特定された濃厚接触者の待機期間は、3～6に示した取扱を参考に、感染拡大の原因として考えられる要因を踏まえて個別に判断する。 ・ ハイリスク者の感染拡大が想定される場で感染者が発生した場合には、更なる感染拡大を防止できるよう、十分留意して対応することとする。 ・ クラスターと認定される前段階で、保健所が自治体本庁における感染対策部門と情報共有の上、厚生労働省のクラスター対策班や国立感染症研究所の実地疫学専門家養成プログラム（FETP）の自治体への相談支援が可能となるよう、連携を確保する。

8	濃厚接触者になったときは、いつまで会社を休む必要がありますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一世帯が感染し濃厚接触者になったときは、3を参照のこと。 ・ 同一世帯内以外の事業所等（一般的な会社）において感染者が出て、濃厚接触者等になったときは、4を参照のこと。
9	右記の場合、具体的にはいつまで自粛すればよいのか？	<p>☆ 同一家族内で陽性者が7月1日に発症（症状が出た状態）し、すぐに家族全員が感染対策を講じたときは、1日が0日目に該当し5日目（7/6）までが自粛期間で、6日目（7/7）は解除となる。ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、3日目（7/4）までが自粛期間で、4日目（7/5）は解除となる。</p> <p>☆ 会社で陽性者が7月10日に発症したとき、発症の2日前から接触があった者のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者等は、一定期間（例えば、5日間の待機に加えて自主的に検査など）の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとること。<u>飲食等を共にしていなければ、行動自粛の必要なし。ただし、毎日の健康観察は必要となる。</u></p>
10	家族が陽性となり濃厚接触者になっていたが、別の家族が陽性になったときは、いつまで休むことになるのか？	同居家族等の中で別の家族が発症した場合は、改めてその発症日（当該別の家族が無症状の場合は検体採取日）を0日目として起算する。また、当該検査陽性者が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後発症した場合は、その発症日を0日目として起算する。
11	感染対策（※）を講じた日とあるが、感染対策とは？	ここで言う感染対策は、日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用を避ける、消毒等の実施などの対策を想定しており、保健所の指示に基づく対策の実施や、濃厚接触者とならないよう厳格に隔離等を行うことまでを求めるものではない。なお、同居家族等の待機期間が終了した後も、当該検査陽性者の療養が終了するまでは、当該濃厚接触者においても検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること。
12	濃厚接触者になったが保健所から電話がない。どうすればよいのか？	保健所に自分から電話するのが得策です。ただし、保健所はパンク状態で、以前はすぐにPCR検査の予約をしてきましたが、予約はできない状態だと聞いております。PCR検査も自分で探さなければならぬと聞いております。
おまけ	感染する前に何か準備しておくことはありますか？	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 一般的に1週間分の食料 ☆ ポカリスエットや経口補水液 ☆ 解熱鎮痛剤

	質 問	答 え
13	陽性になり自宅療養しています。いつから仕事に復帰できますか？	<p>①発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合</p> <p>②発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後にPCR検査等を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合</p> <p>☆ただし、無症状患者の療養解除基準については、検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする。また、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること。</p>
14	朝起きたら熱や風邪の症状があるとき（本人が元気で働ける状態のとき）は、いつから会社に出勤できますか？	<p>できる限り医療機関を受診し、新型コロナウイルスの検査を受けるように勧める。その結果に基づいて医師のアドバイスを受けること。</p> <p>次の条件をいずれも満たす状態で職場復帰させる。</p> <p>☆発症後に少なくとも8日が経過している。</p> <p>☆解熱後に少なくとも72時間が経過しており解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していなく、発熱以外の咳・倦怠感・呼吸苦などの症状が改善傾向である。上記期間の休業が困難な場合には、できる限り新型コロナウイルスの検査を受けるようにする。<u>それができない場合には、事業場の責任のもとに、以下の対応を取ること</u>もやむを得ない。</p> <p>☆<u>発熱や風邪様症状の消失から少なくとも72時間（3日）が経過し、解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない状態を確認して復帰させる。</u></p>
15	業務中に、同僚から明らかに感染し陽性となりました。労災扱いとなりますか？	<p>労災扱いになる可能性が高いです。会社で最初に感染した人は、労災扱いになりませんが、明らかにその人から感染したと思われるときは、労災扱いとなります。労災扱いのときは医療費が無料となり、休業補償として平均賃金の8割（4日目以降）が給付されます。ただし、最初の3日間は、会社が休業補償をしなければなりません。労災の可能性があるときは、当事務所までご連絡ください。</p>
16	最初に濃厚接触者となり、その後陽性となり自宅療養しています。私な何かの補助又は給付が受けられますか？ 協会けんぽに加入しています。	<p>濃厚接触者の人が、医療機関を受診しその後PCR検査等により陽性となったときは、医療機関を受診した日、又は検体を採取した日等が労務不能の1日目として計算されます。そのため、4日目から概ね標準報酬日額の66.7%が受給できます。最初の3日間は、傷病手当金は受給できません。そのため、最初の3日間は年次有給休暇が余っているときは、年次有給休暇の消化をお勧めいたします。なお、傷病手当金の申請するときは、医師又は保健所の証明が必要となります。</p> <p>濃厚接触者の期間は、傷病手当金の受給はできません。労務不能な期間とはみなされないからです。</p>

会社の対応と給与の取り扱い

	症状・事由	会社の対応	給与・助成金
17	家族又は知人等が陽性となり、明らかに自分が濃厚接触者となったとき（保健所から濃厚接触者であると認定を受けたとき）	感染防止のため出社を控えてもらう	<p>☆ 年次有給休暇の残日数がたくさん残っているときは、本人と相談の上、年次有給休暇を消化したものとみなす</p> <p>☆ 保健所からの自粛要請は、あくまで要請であるので、休んでもらうときは、会社には休業手当の支払い義務が発生します。そのため、平均賃金の6割を支給する必要があります</p> <p>☆ 欠勤扱いとして給与を支給せず、休業支援金（平均賃金の8割）を本人が受給する</p> <p>☆ 会社が雇用調整助成金を受給中であるときは、休業させ休業手当を支給し、雇調金を申請する（ただし、他の用件もあるので注意が必要）</p>
18	家族・知人等が濃厚接触者になり、自分がその人と接触していたとき（濃厚接触者との接触）	無症状であれば、通常通りの出勤が可能です。	<p>毎日の健康状態の把握が必要です。なるべく人と接触しない仕事の配慮が必要と思われます。</p> <p>出勤しているの、通常の給与を支払う</p>
19	朝起きたら熱や風邪の症状があるとき（本人が元気で働ける状態のとき）	会社に連絡し、出社を控えて様子を見ること	<p>☆ 自主的に本人が会社を休むときで年次有給休暇の残日数がたくさん残っているときは、本人と相談の上、年次有給休暇を消化したものとみなす</p> <p>☆ 自主的に本人が会社を休む決断をしたが、年次有給休暇がないときは、欠勤扱いとなり給与を支給せず、休業支援金（平均賃金の8割）を本人が受給する</p> <p>☆ 会社が休むよう指示を出したときは、平均賃金の6割の休業手当を支給しなければなりません。ただし、休業手当の支給が困難なときは、欠勤扱いとし、給与を支給せず、休業支援金（平均賃金の8割）を本人が受給する</p>
20	小学校や保育園が休校やリモートになったため、子の面倒をみるため会社を休む	特別休暇を与える（小学校休業等対応助成金の適用）	<p>年次有給休暇とは別の特別休暇を与えて給与を100%支給し、会社は小学校休業等対応助成金を申請することにより、ほぼ満額を受給する</p>
21	中学校が学年閉鎖になり自宅にいるので、子の面倒を見るため会社を休んだとき	この場合は、小学校休業等対応助成金が受給できないため、欠勤扱い	<p>☆ 年次有給休暇の残日数がたくさん残っているときは、本人と相談の上、年次有給休暇を消化したものとみなす</p> <p>☆ 年次有給休暇がないときは、欠勤扱いとなり給与を支給しないことになります。</p> <p>※なお、このときは休業支援金（平均賃金の8割）の対象となりません。理由は、感染防止のために会社を休んだことにならないからです。（ひどいですね）</p>
22	濃厚接触者や感染の疑いのある社員が会社を休んでいるときに給与を支払ってあげたいのですが、どのような相場がありますか？	会社が独自に休暇制度を設けることはとても良いことです。	<p>☆ 一般的にコロナ休暇として、100%の給与を支払う会社が少ないですがあります。私の考えとしては、コロナ関連特別休暇として、給与の8割～9割を支給する制度がよいですね。100%を支給するとなると休んだ方が得だという人が現れるからです。発熱や濃厚接触者となったときの証明が取れないから不正が横行する可能性があります。そのため、社員にも痛みが発生する必要があると思います。休んだ日の1割から2割の給与を引くことになるのは妥当と考えます。</p> <p>☆ 給与を減額したときは、小学校休業等対応助成金については、該当しなくなります。</p>